

日 程 第 一 十 六 号 議 案 第 一 十 六 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 一 十 七 号 議 案 第 一 十 七 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 一 十 八 号 議 案 第 一 十 八 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 一 十 九 号 議 案 第 一 十 九 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 号 議 案 第 二 十 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 一 号 議 案 第 二 十 一 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 二 号 議 案 第 二 十 二 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 三 号 議 案 第 二 十 三 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 四 号 議 案 第 二 十 四 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 五 号 議 案 第 二 十 五 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 六 号 議 案 第 二 十 六 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 七 号 議 案 第 二 十 七 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 八 号 議 案 第 二 十 八 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 二 十 九 号 議 案 第 二 十 九 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号
日 程 第 三 十 号 議 案 第 三 十 号 平 成 二 年 度 福 生 市 道 路 事 業 費 計 算 書 第 五 号

午前十時 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成二年第一回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、陳情書の一部削除及び訂正願いについて（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る二十日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、本日の日程でございますが、陳情書の一部削除及び変更願いが陳情者から提出されましたので冒頭に組み、そのほかは新しく提出された案件はなく、すべて委員会において審査された報告であります。

また、日程の順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおり決定いたしました。

なお、日程第二十四から二十六までの三議案及び日程第二十七と二十八の二議案については、議会運営委員会としては一括上程の上審査願うこととしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの開催の申し入れがありますので、本会議終了後開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） ただいま、委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願

いたします。

○議長（仲村清信君）これより日程に入ります。

日程第一 陳情書の一部削除及び変更願いについてを議題といたします。

本件については、目下厚生委員会において付託審査中となっております。陳情第一一十二号 国民医療改善についての陳情書について、陳情者より一部削除及び変更願いが提出されたものであります。本件は、願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって本件は、願い出のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君）日程第二 議案第十号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君）おはようございます。御指名によりまして、議案第十号につき審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、特別職と一般職とに差がある理由は、実態に合わせて同額にしたかどうかとの質疑に、明確な基準はないが、国、都や近隣市町村の比較の中で制度を整備するものであるとの答弁がありました。

また委員より、二十六市の日当の状況はどうかとの質疑に、各市まちまちで、高いところは武蔵野市で

三千円、低いところが東村山市で千二百円であるとの答弁がありました。

また委員より、宿泊料の基本的考え方はとの質疑に、公務出張について一泊二食を前提としているもので、最小限の食事を取れるものと解釈しているとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君）日程第三 議案第十九号 福生市の鳥選定審議会条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君）御指名によりまして、議案第十九号につき審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、審議会委員の議員の位置づけは。また二名とした理由はとの質疑に、議員は各分野の専門的知識経験をもっている。数については委員十名以内からして二名くらいと判断したとの答弁がありました。

また委員より、市民代表の選出方法はとの質疑に、市民の代表は市内の方にお願したい。知識経験者については市内の居住者に限らず、鳥を定めるに当たりアドバイスをいただける方を考えているとの答弁がありました。

また委員より、未成年者は市民の代表になり得るのか、なり得ないのなら子供の意見はどこで聞くのかとの質疑に、未成年者は委員として考えていない。子供の意見は生徒と教師の委員会ができているので、意見収集は可能であり、子供の意見は反映されると思うとの答弁がありました。

また委員より、委員の任期満了が諮問終了時点であるならば、条例も時限条例として自動消滅にしてはとの質疑に、内部的に今後検討し、担当部とも相談したいとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第四 議案第二十号 福生市ふっさ十景選定審議会条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名によりまして、議案第二十号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、福生市の鳥選定審議委員は十名だが、本条例では十二名とした理由は何か。委員を公募する考えはあるか。市民の代表の年齢構成と女性の割合はとの質疑に、観光、文化財、歴史、景観等の選定要素がふえた。委員については公募の考えはない。市民の声は市民から候補地を公募願ひ、審議会で選抜した中から市民投票にかけるような形で審議会へ諮問する。年齢構成は、若い人や女性も考えているとの答弁がありました。

また委員より、十景を選定した後の、維持するための条例も必要と思うがとの質疑に、市民の意見や同意を得ないと無理であるので、当面は十景を定める程度にしたいとの答弁がありました。

また委員より、審議はどのくらいの期間を考えているのか。福生で十景を見つけられるのか心配だ。当初から十景と特定せずに進めたらとの質疑に、期間は本年五月から初めて十二月ごろまでを考えている。十景は選べると考えているとの答弁がありました。

また委員より、期間が十二月までとなると会議費は五回分で足りるのかとの質疑に、途中で候補地の公

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第十四号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については 総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名によりまして、議案第十四号につき審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市営プールの開場期間は天候により変動することから、明確に規定しなくてもよいのではないか。競技場等運動施設にコイン式シャワー設置の考えはないかとの質疑に、開場期間は市長が必要と認めて変動できる規定があり対応している。施設管理人のいるところはシャワーの設置はできるが、いないところは難しいとの答弁がありました。

また委員より、福生野球場、田園野球場の休場期間が長いのはなぜかとの質疑に、芝生を育成するためであるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第十五号について委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の議案審査報告書の朗読については省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

審査に先立ち現地視察を行い、その後審査に入りました。

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

特に質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

委員より、税率改正による増減を項目ごとに教えてほしい。また、税の改訂率と一般会計からの繰入額を年度別に伺いたいの質問がありました。理事者より、項目ごとの増減は所得割で二千三百一十七千円、資産割で七百一十一万五千円、均等割で一千三十八万八千円、課税限度額で三百七十万円の増、平等割において四百一十一万四千円の減、差し引き約二千五百万円の増となるとの答弁がなされました。

また、税率の改定率は自然増を含めて五・七％、実質では三・三六％であり、繰入金については五十五年度より六十三年度につきましてそれぞれの年度の額の説明がありました。

それから、さらに委員より、税の改正の根拠で四方式を二方式にするメリットはどこにあるのかというような質問に對しまして、今後福生市は、今の四方式を二方式にするという方向で進んでおります。国でも税の平準化ということが平成二年度で検討されております。四方式であります、資産割というものがあり、高齢者等で住居はあるが無職で収入がないといったものもありますので、二方式の方がよいのではないかと。また、二十三区内におきましてはすべてが二方式であるとの答弁がありました。

また委員より、都内では二方式であり税の負担の公平という点から、バランスのとれた制度的な解決が必要であるとの発言がありました。

また委員より、毎年度の改正で被保険者の負担がふえ、制度の改正で自治体のしわよせが行われ、一般会計からの繰り入れも減額をされているような現状では反対であるという発言がございました。

審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり決定いただきますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、

日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

本条例改正は、国保税の値上げを行おうとするものです。本条例改正での値上げ率は対前年度比五・七％であり、実質三・三六％もの値上げとなります。この値上げで国保税は五年連続の値上げとなり、被保険者に多大な負担をかけるものとなっています。この条例案が可決されますと、国保税の値上げは被保険者一人当たり所得の伸びと自然増を含めて平均で二千四百十八円となります。五年前の昭和六十年年度の保険税と比較してみますと、平成二年度は一人当たり一万九千三百十八円増となり、大幅な負担増となっています。

本年の国保税条例の改正理由について、理事者は一つに歳入不足。二、今の税徴収方式四方式を二方式に移行していくため。三つ目に都のペナルティーの関係によるものという説明をいたしました。税の徴収方式を四方式から二方式に移行するということは、今後も国保税を継続して値上げをしていくということになります。

なぜ、今の徴収方式を変えなくてはならないのか。二十三区が二方式の徴収を行っているからというのと。すなわち、二十三区並みの保険税。都の言いなりの保険税を徴収していくというものです。都内二十三区の実情と、当福生市の実情が異なっているにもかかわらず、安易に徴収方式を変えていくということでは納得できません。これまでの徴収方式、四方式を実施しているに当たり、それなりの事情でこの方式を取っていたと考えます。にもかかわらず、変更しようとする考え方には、都のペナルティーとの関係があることは明白です。

その上、国保税五年連続値上げの背景には政府の国保に対する補助金削減があります。政府は、国保の健全運営ということで老健法を施行し、退職者医療制度を導入して、国保に対する補助率の引き下げを行

いました。その額は、平成元年度だけでも約一億三千万円となっています。都のペナルティーは平成元年度五百六十九万五千円となります。平成二年度も国、都の削減額は元年度を上回ることには間違いありません。その歳入不足を被保険者である市民に負担させるためのこの条例改正は絶対に許せません。

本税条例の改正は限度額で三百七十三万円の増、所得割額で二千三百一十七万七千円の増、均等割額で一千三十八万円の増であります。資産割額の七百一十一万五千円の減、平等割額の四百九十一万四千円の減を差し引きしても二千五百九十八万八千円の増となります。特に所得割額や均等割額の値上げは、所得の低い家庭ほど重い負担となります。

また、今回の条例改正は昨年に引き続き六割、四割の軽減世帯に対しても税の値上げが行われています。一人世帯では税の額は変わりませんが、二人以上世帯では税の値上げとなります。本来、国民健康保険制度は国民皆保険制度として国、政府の責任で発足した国民の命と暮らしを守るためのものです。それを、その政府が、国保の制度改悪を次から次へと行い、被保険者である国民に多大な負担をかけてきています。国保税値上げの条例改正について、賛成者は常に医療費が増になっているから、支出増だから、そのため歳入の増が必要だから、被保険者に負担増となる税の値上げを認識してほしいと言われますが、とんでもありません。この税条例の改正、税の値上げは医療費が伸びたことによって生じたものではなく、政府の国保に対する補助率の引き下げと、都のペナルティーによって歳入不足となり、それを補うために毎年国保税が値上げをされて、被保険者に負担増をもたらしているのです。

以上、申し述べましたようにこの税条例改正は、命と暮らしを守るべき国民健康保険制度が毎年続く税の値上げにより、被保険者の命と暮らしを脅かすものになりつつあると言っても過言ではないと思います。その責任は政府や都にあることは明白であります。市民の暮らしの守り手である地方自治体福生市は、このような政府や都のやり方を容認するのではなく、政府や都に対して補助金の増額とペナルティーをかけないよう強く申し入れるとともに、一般会計からの繰入金を増額して被保険者の負担を軽くすべきであるという意見を申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名を賜り、議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

この議案は、福生市国民健康保険運営協議会の諮問の上、上程された議案であり、ただいま委員長報告のとおり賛成多数をもって可決されたものであります。この条例改正の骨格をなすものは、厳しい国保財政の健全化と安定並びに被保険者の負担について極力低く抑えるために、毎年市民の国保運営について一般市民からの温かい御理解と御協力をいただいて、二億四千万円の繰入金を仰ぎ、なおかつ、繰越金として三千万円を歳入として計上した税改正であります。

御案内のとおり、今回の保険税改正において、四年間据え置かれた所得割額並びに被保険者均等割額及び最高限度額において若干の値上げをして、資産割額並びに世帯別平等割額においては、昨年同様の引き下げを図り提案されたのであります。特別会計としての国民健康保険の厳しい運営はだれもが認めるところであります。ゆえに、福生市民の三七・一％の加入者の自助努力と、加入者それぞれからの健康に留意することを国保の基調としてこそ、他の一般市民の理解と協力が得られるものであると言っても過言でなく、関係者が国保運営の安定と健全化に努力することを前提に、多年にわたり一般会計からの多額な繰入金求めて運営されている福生市国保会計の姿が、このことを如実に物語っているものであります。国保について被保険者のみならず、同じ福生市民としての一般市民の連体意識と、相互扶助の精神を高揚して生命と健康により一層の協力を進めていかねば、決して国保の安定運営は望めないものであり、国保体系の是非と、現時点における国保運用とは別の問題であり、福生市国民健康保険を考える場合、受益者としての被保険者が応分の負担を負うことは当然の義務であります。

本来、国保運営の歳出に関するすべての費用は、国や都及び自治体の制度化された補助金を除き、国保加入者の義務として被保険者が負担すべきとするのが望ましいと言われているが、被保険者の担税能力の相違が現実に存在する事実を踏まえ、医療に要する費用がたとえ同じとしても担税力の低い方々にも、税負担を極めて低く抑えるべく、繰入金等により軽減措置として各種の税の緩和が取られており、行政とし

